

## 【郡山市】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和6年4月24日受付分までの回答一覧です。

R6.4.25作成

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。

記載内容について、ご不明な点や誤りがございましたら、ご連絡ください。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
1	全サービス	届出の提出時期について	報酬改定に伴う変更申請の届出はいつまでに提出すればよいか。	<p><b>【体制等届出（報酬・加算の算定）】</b> 新設された報酬・加算は4月中の届出で4月1日からの算定を認めるものとなっており、体制等状況一覧のみの提出でも算定を認める（不足書類については後日提出すること）。</p> <p>なお、報酬改定で影響のない報酬・加算については、前年度実績が必要な報酬・加算は4月15日までの届出で4月1日からの算定、その他の報酬・加算については通常通り3月15日までの届出で4月1日からの算定となるため注意されたい。</p> <p>※報酬改定以外の年度は 前年度実績が必要な報酬・加算 →4/15までの届出で4/1に遡って算定 その他の報酬・加算 →15日までの届出で翌月1日から算定 (区分が下がる/終了する場合はすみやかに届出)</p> <p><b>【指定事項変更届出】</b> 変更から10日以内に届出すること。（事前の届出も可）</p>
2	全サービス	虐待防止同様、身体拘束適正化の措置について	虐待防止同様、身体拘束についても運営規程に記載するという事で良いか。	運営規程をはじめ、委員会等について規定する指針マニュアルの整備が必要となります。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
3	全サービス	感染対策向上加算について	<p>○障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について</p> <p>・3年に1回以上の実地指導を受けている場合とあるが、この「実地指導」の内容について、どのようなものか。記録などの提出の主体は事業所側かまたは医療機関の責任での作成・提出となるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）</li> <li>施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答</li> <li>个人防护具の着脱方法の実演、演習、指導等</li> <li>感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法（ゾーニング等）に関する説明、助言及び質疑応答</li> <li>その他、施設等のニーズに応じた内容</li> </ul> <p>↓こちらの資料に詳細に記載されています。↓ 「<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001241663.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001241663.pdf</a>」</p>
4	全サービス	利用者の利用時間について	<p>9：00利用開始のため7：45には送迎車両が出発するなど、実際の利用時間以上の職員の勤務時間が必要であるが、送迎の時間は利用時間とみなされないか。</p>	<p>送迎の時間については、基本的に利用時間に含めない。</p>
5	全サービス	届出の期日について	<p>報酬改定に伴う新設加算の提出期日は4月15日ですが、人員の移動等に伴う変更届は4月10日までの提出という理解で良いか。</p>	<p>お見込みの通り。</p>

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
6	全サービス	障害者支援施設等感染対策向上加算について	<p>「障害者支援施設等感染対策向上加算」の取り扱いについて令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&amp;A（令和6年3月29日）の間16の続きにおける答に「都道府県と医療機関の医療措置協定の締結は「令和6年4月から9月末までに行うこととされており、都道府県において、協定を締結した医療機関を公表されている。</p> <p>また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染向上加算の届出を行っている医療機関については、地方厚生局のホームページに掲載されているので参照されたい。」東北厚生局 *「医科」のファイルをご参照下さい。受理番号に感染対策1、感染対策2、感染対策3、外来感染の記載ある医療機関が該当します。</p> <p>上記の答えにありますが、東北厚生局感染対策3が受理されている医療機関は、医療措置協定の医療機関に該当するか。</p>	<p>東北厚生局のリストと協定医療機関は必ずしもイコールになるとは限りません。第二種協定指定医療機関については今後各都道府県において公表される予定です。</p>
7	全サービス	届出の提出について	<p>体制等届出については、変更のない事業については提出の必要はないか。</p>	<p>特に変更がない場合は届出の必要はありません。</p>
8	施設入所支援	地域移行促進加算について	<p>地域移行促進加算1の算定要件はどのようになっているのか。</p>	<p>もともとの「体験宿泊支援加算」の名称が変更になりました。以下の資料の194Pをご参照ください。 「<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/78834.pdf">https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/78834.pdf</a>」</p>

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
9	生活介護	利用者の利用時間について	生活介護の報酬改定に伴って、時間制が採用されるが、午後3：30以降、定時の退園を促しても中々困難な利用者が複数存在し、運営上の課題となっているのが現状である。 このような事例についても利用時間とみなすことは可能か？午前9：00以前に来園する利用者についても同様の取扱いが可能か。	利用時間とみなすことが可能。
10	生活介護	栄養改善加算について	栄養改善加算は施設入所ですでに栄養マネジメント加算を算定している人は該当にならないのか。栄養マネジメントと改善加算を合わせて算定することができるのか。	併用については、現時点において国から不可と明示されていないため、併用自体は可能と解釈する。 ただし、制度の趣旨としては、生活介護事業所以外に管理できる環境がなく、栄養管理が必要な利用者を対象としているものと考えられるため、入所施設内で同様の支援を行っている場合には、低栄養又は過栄養の状態となっていないケースが比較的が多いと想定される。入所施設での支援に加え、日中についても管理が必要とされる対象者に対し支援を行う場合には算定できるものとする。
11	生活介護	利用者の利用時間について	利用時間の把握方法はタイムカード等用いず、職員の確認だけで良いか。	差支えありません。 実績記録票により管理を行ってください。
12	生活介護	利用者の利用時間について	新しい報酬体系に即したサービス提供実績記録表はまだ示されていないと思うが、4月1日から記録する必要があるが、どうすればよいか。 また、利用時間数についての算定届についてはどのようになるのか。個別支援計画によるとなっているが、個別支援計画と実績が異なる利用日があった場合、どのように判断すれば良いのか。あくまで個別支援計画に基づくで良いのか。	個別支援計画の参考様式が示されたため、そちらをご使用ください。 利用時間について個別支援計画と異なる日については、実績をもとに請求してください。 サービス提供記録実績記録票は厚労省ウェブサイトにて公表されています。 (厚労省Q&A Vol. 2 問22)

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
13	生活介護	利用者の利用時間について	<p>Q&amp;Aより 『標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載すること。 (イメージ) ・サービス提供時間 4時間 ・送迎に係る配慮 1時間 ・障害特性に係る配慮 30分 ・送迎時の移乗等 30分</p> <p>----- 合計のサービス提供時間 6時間』 ということは送迎時間や支援のための準備時間もサービス提供時間に含めることができるということか。</p>	<p>原則として含めることができない。 障害特性等により特別な配慮が必要となる場合には含めることができると解釈するもの。 特別な配慮については以下をご参照ください。 (厚労省Q&amp;A Vol. 2 問21)</p>
14	生活介護	利用者の利用時間について	<p>利用日に自宅に発作やパニックによって通所時間が短くなった場合の扱いについて。</p>	<p>やむを得ない事由により利用時間が短時間となった場合には計画に定める標準利用時間で請求することが可能。 標準利用時間による支援が行われない状況が継続した場合には、利用時間の見直しを行うこと。</p>
15	生活介護	利用者の利用時間について	<p>基本報酬を設定するサービス提供時間について、一人だけ早い時間に帰る利用者がある場合、その人だけ短い時間の単位数になるのか。</p>	<p>個別支援計画に記載したサービス提供時間であれば、該当の1人のみ短い時間の単位数となります。 やむを得ない事由により利用時間が短時間となった場合には計画に定める標準利用時間で請求することが可能。 標準利用時間による支援が行われない状況が継続した場合には、利用時間の見直しを行うこと。</p>

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
16	生活介護	中核的人材配置体制について	体制等状況一覧表の中に中核的人材配置体制の基準について	<p>【国資料参照】</p> <p>4 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実</p> <p>①強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。</li> <li>・強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適應するための初期のアセスメント等を評価する。</li> </ul>
17	生活介護	常勤看護職員等配置加算について	常勤看護職員等配置加算は看護職員の数に乗じて単位数を加算となっているが、看護職員の数はいかなる頻度で報告が必要なのか。	配置状況（常勤換算数）に変更がある場合には都度ご提出ください。
18	生活介護 短期入所	医療的ケア加算のスコア表について	医療的ケア加算のスコア表に「痙攣時における座薬挿入」とあるが、痙攣が起きる可能性がある利用者に対し、座薬の処方がされていれば、実際使用することがほとんどなくても算定の対象となるのか。	お見込みのとおり。
19	就労継続支援B型	平均工賃月額について	前年度の平均工賃額は、新しい算定方式を用いての計算で良いか。	お見込みのとおり。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
20	就労継続支援B型	届出の様式について	令和6年4月15日提出×切の「令和6年の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」並びに「令和6年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬について」の様式等の確認方法。	郡山市のホームページに掲載されています。新様式として国から示されている書類以外については従前の様式を使用してください。
21	自立生活援助	自立生活援助Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて	TV電話等を活用した支援について本人の特性から、LINEやメール等によるものでも可能なのか。おおむね週1回以上訪問が「定期的」と変更になったが、「定期的」というのは、どの程度か。	LINEやメール等の活用も可と解釈します。定期的な訪問は利用者の状況により適切な期間内にと解釈します。テレビ電話等による支援の回数に関わらず、居宅への訪問支援が月に1回以上行われなかった場合は算定不可。
22	自立生活援助	集中支援加算について	利用者の支援の必要性に応じて支援を集中的に実施した場合とのことだが、自立生活援助サービス費Ⅰ＝退院・退所後の方が対象で、その期間内であれば、1ヶ月以上連続して、または、隔月など、利用者の状況に応じて、連続または繰り返しの算定が可能か。	連続または繰り返しの算定が可能。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
23	共同生活援助	自立生活支援加算について	<p>自立生活支援加算Ⅰについて入居中に単身生活への希望が出て、個別支援計画を見直し、作成してから、6ヶ月間という期間の設定があり、その期間に必要な支援を実施した場合に加算されるものと理解するが、万一本人の症状悪化、希望の変更等で6ヶ月が過ぎてしまった場合は、どのように取り扱うことになるのか。</p> <p>また6ヶ月経過した時点で、本人がGHの入居を継続したいなどの意志が出て、単身移行がすすまなかった場合は、過去の6ヶ月間の加算分を返戻することになるのか。</p>	<p>基本的な考え方としては6か月の期間を超える加算の算定は想定されていない。</p> <p>本加算については利用者の自立を支援するための加算であるため、6か月の期間内に利用者の状況に変化があり、6か月の間に支援が完了しないと判断された時点で支援を中断し、GHへ再入居する等の計画変更を検討するものと解釈します。</p> <p>また、本加算については、利用者の状態を十分に協議し、計画見直し後に6か月間継続しての支援可能と見込まれた方を対象とするよう十分に留意するよう資料に記載があります。</p> <p>十分な協議の上の支援であり、やむを得ない事由によるものと判断された場合には、これまでの請求に対し返還を求めることは、現時点ではないものと解釈します。</p> <p>新制度の施行に伴い、想定されていないケースもあるかと思いますので、お困りの際には障がい福祉課までお問合せください。</p> <p>(厚労省Q&amp;A Vol.1 問38~42)</p>
24	共同生活援助	自立生活支援加算について	<p>自立生活支援加算Ⅲについて当初3年以内の単身生活移行を目指して支援している場合は80単位/日で算定。</p> <p>その後、3年以内での移行が困難で、3年を超える状態になった場合は、72単位/日で算定していくという理解で良いか。</p>	お見込みのとおり。
25	共同生活援助	退居後共同生活援助サービス費について	<p>グループホーム職員とは、世話人・生活支援員・サービス管理責任者、いずれでも良いか。</p>	<p>おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施することが可能な体制となっていれば差支えない。</p>



区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
26	共同生活援助	退居後共同生活援助サービス費について	この3ヶ月間の支援の間に、指定自立生活援助事業やホームヘルプサービス等の他の障害福祉サービスの利用を併用することは可能か。	可能。
27	共同生活援助	退居後共同生活援助サービス費について	退去後3ヶ月の間に65歳以上となり、介護認定を受け、介護デイサービスなどの介護サービスの利用が開始された場合は、継続可能なのか。または介護サービスの利用開始と同時に、退去後共同生活援助サービス費の支援は終了となるのか。	基本的には介護保険によるサービスが優先されるが、介護保険上同類の支援がない場合や共同生活援助によるサービス提供が必要と判断される場合には継続可能。
28	共同生活援助	地域連携推進会議について	「外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として都道府県が定めるものを講じている場合」とは、第三者評価をさすものか。また、準ずる措置として都道府県が定めるものはどのようなものか。障害福祉サービス等情報公表システムでの公表は該当しないか。	第三者評価事業も含まれるものと解釈する。準ずる措置として都道府県が定めるものについては、現時点では具体的な例を示すことは難しい。障害福祉サービス等情報公表システムにより評価内容等についても公表するものであれば該当となる（システムの利用のみで公表しているものとみなされるものではない）。
29	共同生活援助	地域連携推進会議について	GHの利用者の家族は、そもそもが、本人と疎遠であり、遠方に在住する方も多い。入居している利用者の中で、誰も構成員になり手がなかった場合は。	家族も構成員とし、支援の状況を確認できることが望ましいという趣旨であり、必須の要件ではない。
30	共同生活援助	地域連携推進会議について	会議開催及び見学会の際の交通費・日当等の支払は、法人が独自に判断し支給することになるのか。	基本的にはご家族や地域住民の方のご協力（無償）により評価がされることが想定されています。協力者の方にご理解を頂けるよう地域に開かれた環境の整備も制度の趣旨に含まれていると解釈します。交通費・日当等が発生する場合には法人負担となります。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
31	共同生活援助	地域連携推進会議について	市町村の担当者等の構成員への参加を依頼した場合は、必ず了解・参加となるのか。	日程調整の上、対応します。
32	共同生活援助	障害者支援施設等感染対策向上加算について	医療機関との取り決め等に関して、取り決めてあることを証明するものとして、具体的に契約書等どのようなものが必要か。	契約内容が確認できるようであれば、契約書のみの提出で差支えない。
33	共同生活援助	自立生活支援加算について	自立生活支援加算（Ⅰ、Ⅲに関して）居住支援法人又は居住支援協議会との関わりがなく、郡山市内には指定事業所がない。 市外もしくは県外との連携、どこまで情報共有が必要なのか。	居住支援法人又は居住支援協議会との連携が要件となっているため、市内、県外は問わない。 ↓連携・情報共の内容については以下のとおり↓ ・居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。 ・居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。
34	共同生活援助	自立生活支援加算について	自立生活支援加算（Ⅲに関して）複数の要件を満たす事業所とあるが、一つでも要件を満たさない場合には加算は算定できないのか。	算定できません。
35	共同生活援助	自立生活支援加算について	自立生活支援加算（Ⅲ）に関して③サービス管理責任者でもあり、社会福祉士又は精神保健福祉士でもある支援者が必要なのか。	お見込みのとおり。 サビ管の加配も要件となります。 （厚労省Q&A Vol. 1 問44）
36	共同生活援助	人員配置体制加算確認表について	「名前の後に資格名と勤続年数を記載」とありますが、ここでいう「勤続年数」とは現在勤務している事業所に配属してからなのか、法人に入職してからなのか、また、障がい福祉サービスに限定した年数なのか。	基本的には現在勤務する法人内の共同生活援助事業に従事している期間を記載してください。 この勤続年数については特に算定に影響するものではなく、参考と考えてください。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
37	共同生活援助	重度障害者支援加算について	「実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合」とありますが、ここでいう実践研修修了者と基礎研修修了者が同じ支援員でも算定は可能でしょうか。また、この研修修了者というのは「強度行動障害支援者研修」のことで良いか。	現時点で国から明示されておりませんが、制度の趣旨を解釈すると実践研修修了者と基礎研修修了者が同じ支援員の場合は算定できないものと考えます。実践研修者が作成した計画を基に、計画者とは別の支援員により客観的な支援が行われる必要があると解釈します。また研修については「強度行動障害支援者研修」となります。
38	共同生活援助	人員配置体制加算について	①「参考表」の延べ人数に「外泊」「入院」で加算実績がなかった日があった場合、含めない数を入力するのか。 ②「勤務体制一覧表」に「夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯」とありますが、夜勤者の（当事業所だと16：30～翌9：00）勤務時間数はどのように入れれば良いか。 ③上記の勤務体制一覧表を提出すれば、これまでの提出書類にありました「勤務形態一覧表」は提出しなくて良いか。	①含めません。 ②夜間帯や深夜帯など勤務時間を区分して記載してください。（労働基準法上の勤務可能時間により区分してください。） ③兼用いただいで問題ありませんが、人員配置体制加算に係る届出以外に一覧を使用する場合には、人員配置体制加算に係る不要な項目は削除してください。
39	短期入所	重度障害児・障害者対応支援加算について	現行の同加算は、福祉型強化短期入所サービス費を算定している日でないとならなかつたが、新設の加算では福祉型短期入所サービス費の算定日でも算定できるようになるのか。	お見込みのとおり。
40	就労選択支援	就労選択支援について	-	就労選択支援についての取り扱いについては、明示されていない事項が多いため、都度周知いたします。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
41	就労継続支援B型	平均工賃の計算について	令和6年度からの基本報酬について、平均工賃の計算が、利用者実人数（今年度まで）から利用者平均人数に変更になると思うが、平均人数を出す際に端数処理はどのように計算すれば良いか。	平均利用者数は小数点第2位以下を切り上げます。
42	就労継続支援B型	平均利用者数の計算について	基本報酬に6：1基準が新設されますが、これは前年度の平均利用者数で計算するのか、もしくは利用定員数で計算するのか。	前年度の平均利用者数で計算します。
43	就労継続支援B型	基本報酬について（就労継続支援B型）	4月からの人員配置を6：1に変更予定だが、平均利用者数の数は令和5年度の利用者延べ日数÷開所日数の計算でよいか。	お見込みの通り。（報酬改定で影響のない箇所）
44	就労移行支援	定員数について	20人より少ない人数を検討しておりますが、人数を1名単位（10～19人）で設定しても問題ないか。	差支えありません。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
45	放課後等デイサービス	延長支援体制加算について	学校の時間割で午前下校の場合利用時間が3時間を超えるが、延長加算の対象と考えて差し支えないか。	<p>延長時間が1時間以上となる日は加算の対象として差し支えない。</p> <p><b>【主な要件】</b></p> <p>①支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること</p> <p>②運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）</p> <p>③障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること</p> <p>④上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて※延長支援（1時間以上）を行うこと（支援が必要な理由、延長時間、支援内容等）</p> <p>⑤延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち1以上は基準により置くべき職員児発管含むとすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）</p>
46	放課後等デイサービス	延長支援体制加算について	<p>学校休業日</p> <p>営業時間8:30～17:30の8時間</p> <p>サービス提供時間9:30～15:30の6時間</p> <p>8:30～16:30の8時間利用の場合は区分3で延長2時間以上となるか。</p>	お見込みのとおり。
47	放課後等デイサービス	延長支援体制加算について	<p>放課後利用</p> <p>営業時間8:30～17:30の8時間</p> <p>サービス提供時間13:30～17:30の4時間</p> <p>個別計画に定めた時間14:05～17:30</p> <p>13:00～17:30の4時間30分利用の場合は区分2で延長1時間以上2時間未満となるか</p>	放課後の場合、算定できる基本報酬の最大利用時間については3時間となる。3時間を超えた支援時間については延長支援加算で算定する。4時間30分利用の場合は区分2で延長1時間以上2時間未満となる。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
48	放課後等デイサービス	報酬単価について	長期休暇に5学年のみが学校に登校しその後放課後等デイサービスを利用した場合、休業日に行う場合で利用して良いか。	登校した場合には登校日で算定。
49	通所系サービス	食事提供体制加算について	食事提供体制加算で摂食量の把握が課せられているがどのような方法が良いか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の方法に具体的な定めはありません。</li> <li>・具体的に数値で管理できることが望ましいですが業務に支障がない範囲で把握に努めてください。</li> </ul>
50	通所系サービス	食事提供体制加算について	摂食方法の確認に影響してくると思うが、摂食量を把握する目的について。	食事を管理することで、健康管理や利用者の方の変化について把握することが望ましいといった趣旨と解釈。
51	多機能型サービス	処遇改善加算について	多機能型サービスにおける処遇改善の算出方法については児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型の場合、それぞれのサービスごとに計算するという認識で良いか。	お見込みのとおり。 児童発達支援と放デイの2か所分の報酬総額および加算総額から算出します。
52	児童発達支援センター	食事提供体制加算	食事提供加算について上限月額が37,200円の方については「非該当」となるか。(実費で給食費を頂くという見解でよいか。)	お見込みの通り。(報酬改定後も変更のない箇所)
53	児童発達支援センター	中核機能強化加算について	地域障害児支援体制強化事業を市から受託している場合、中核機能強化加算の基本要件を満たしたうえで、受託事業及び児童発達支援事業に必要な人員に加えて加算対象の人員を配置した場合は、中核機能強化加算を受けることは可能という認識で間違いはないか。	お見込みの通り。
54	児童通所支援事業所	加算の算定開始時期について	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を4月中に修了する者をこのたびの申請に記載することは可能か	研修修了の翌月から適用してください。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
55	児童発達支援 放課後等デイサービス	家族支援加算について	個別支援計画の更新の際にモニタリングとしてを保護者様と面談を行いますが、家族支援加算は算定できるか。	<p>【国Q&amp;A参照】</p> <p>問2 個別支援計画作成後のモニタリングにおける保護者との面談についても算定対象となるか。</p> <p>(答)</p> <p>○ 個別支援計画作成後のモニタリングに当たっての面接については、運営基準において児童発達支援管理責任者に求められている業務であり、当該加算の算定対象にはならない。</p>
56	児童発達支援 放課後等デイサービス	事業所間連携加算について	併用先の事業所と電話にて情報共有・連携を行った場合は加算の対象になるか。	<p>市町村から依頼を受けたコア連携事業所を中心とした組織の中で関連する事業所間での連携がされることにより算定可能な加算となります。要件を満たしていない事業所間の連絡業務については対象外となります。</p> <p>【算定要件】</p> <p>①コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合</p> <p>②①の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合</p>
57	児童発達支援 放課後等デイサービス	専門的支援体制加算	今まで保育士として勤務していた従業者は対象として認められるのか。	保育士・児童指導員は資格・任用資格取得から5年以上児童福祉事業に従事した者が当該加算の対象となるため、事業所で5年以上勤務している保育士であれば対象となる。
58	児童発達支援 放課後等デイサービス	個別サポート加算（Ⅰ）について	対象児童は新たに評価し支給決定するのか。	「2024年04月04日（木）【郡山市】令和6年報酬改定にかかる「個別サポート加算」の対応について」により対象法人宛てに通知致しましたのでご参照ください。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
59	児童発達支援 放課後等デイサービス	基本報酬 延長支援加算	「個別支援計画に定めた個々の支援時間」と明記されているが、利用児が通院や体調不良などで遅刻や早退をした日は、その日の利用時間によって単価が変わるのか。変わらない場合は、時間に合わせて延長支援加算を取らないという請求の仕方によいか。	事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。利用児や保護者の事情により短縮された場合は、個別支援計画において定めた支援時間での請求となるが、計画と実態が合わない場合はすみやかに個別支援計画の見直しをされたい。
60	児童発達支援 放課後等デイサービス	延長支援体制加算について	営業時間が6時間の場合、延長支援加算の対象となるか。	<p>「営業時間が6時間以上」も要件にあるが、その他にも算定要件があるため確認されたい。</p> <p><b>【主な要件】</b></p> <p>①支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること</p> <p>②運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）</p> <p>③障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること</p> <p>④上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて※延長支援（1時間以上）を行うこと（支援が必要な理由、延長時間、支援内容等）</p> <p>⑤延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち1以上は基準により置くべき職員児発管含むとすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）</p>
61	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算について	児童指導員等加配加算の対象には保育士も含まれるか。	含まれる。（「児童指導員等」は児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員心理学修了等、視覚障害児支援担当職員研修修了等、強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者、「その他従業者」も区分は異なるが加配対象）



区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
62	児童発達支援 放課後等デイサービス	専門的支援体制加算	専門的支援体制加算・専門的支援実施加算の「理学療法士等」には、看護師・手話通訳士は含まれるか。	含まれない。（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、児童福祉事業5年以上の保育士、児童福祉事業5年以上の児童指導員、心理担当職員（心理学修了等）または視覚障害児支援担当職員（研修修了等）） なお、重度の聴覚障害児に対する支援については新設の「視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算」で評価される可能性があるため要件を確認されたい。
63	児童発達支援 放課後等デイサービス	入浴支援加算	入浴支援加算に該当する利用児の要件はどのようなものか。	当該加算の算定対象は医療的ケア児、重度心身障害児となる。事業所側の要件もあるが、「事前に対象児の障害特性、家庭における入浴の状況その他の必要な情報を把握し、これらを踏まえて個別支援計画に位置付けた上で支援を提供する。」という要件から、事前に保護者への説明をして個別支援計画を策定し、その内容に同意していただくプロセスが想定される。
64	児童発達支援 放課後等デイサービス	開所時間減算について	営業時間6時間以上でサービス提供時間が3時間以上の場合は開所時間減算になるか。	減算とはなりません。
65	児童発達支援 放課後等デイサービス	延長加算について	算定する場合は個別支援計画に【保護者が仕事の都合でサービス提供時間外に利用者のお子様にサービスを提供する必要がありました。】と明記することで算定できるか。	記載例 【保護者の都合により個別支援計画書に定めるサービス提供時間を超えて支援を行う場合には延長支援加算を算定する。】
66	児童発達支援	中核機能強化事業所加算	既に児童発達支援センターがある地域（郡山市）は対象外なのか、もしくは要件を満たす事業所があれば、新たな加算対象として認められるのか。	本市では5ヶ所の児童発達支援センターが指定を受けているため対象外となる。

区分NO	サービス種類	区分	質問内容	回答
67	児童通所支援	児童指導員等加配加算について	児童指導員等加配加算の「等」には保育士も含まれるか。	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理担当職員又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した指導員が対象となります。
68	児童通所支援	専門的支援体制加算について	専門的支援体制加算の「理学療法士等」には、看護師・手話通訳士も含まれるか。	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者が対象となります。
69	児童通所支援	専門的支援実施加算について	専門的支援実施加算について「理学療法士等」とありますが、この「等」には手話通訳士や看護師は含まれるか。	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、保育士（児童福祉事業経験5年以上）、児童指導員（児童福祉事業経験5年以上）、視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者が対象となります。 ■
70	児童通所支援	事業所間連携加算について	事業所間連携加算について、同じ日に複数の事業所が、請求をかけることが可能か。	可能です。
71	計画相談	主任相談支援専門員加算について	主任相談支援専門員加算の要件について、「その他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合」とはどのようなことか。基幹相談支援センターの研修に参加して講師を務めるようなことも対象になるか。	主任相談支援専門員が行うべき事項 主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に加え、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。